

マンガで理解!

インボイスの仕組みと求められる対応

インボイスの概要や売り手・買い手に必要な対応をマンガで解説する。

Q1

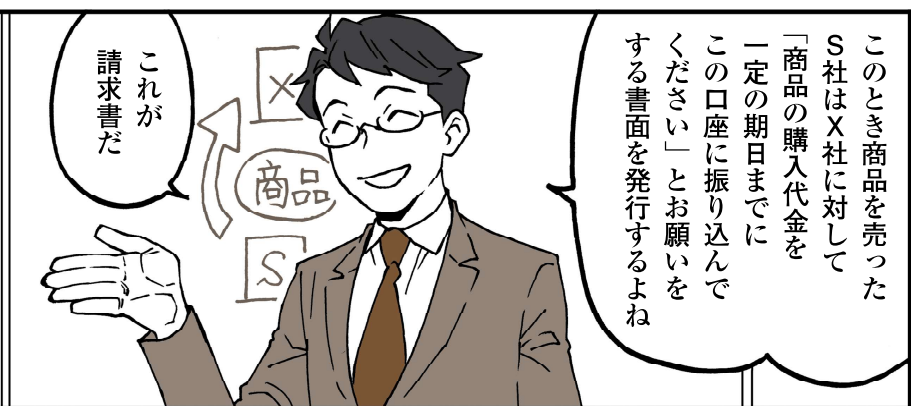
そもそもインボイスとは何？
なぜ発行する必要があるの？

A

一定の要件を満たした請求書のこと
仕入税額控除のために必要



画ノ階戸シナ



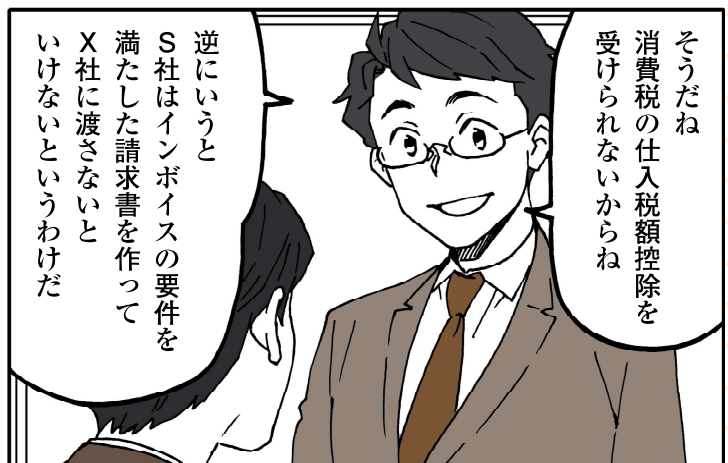
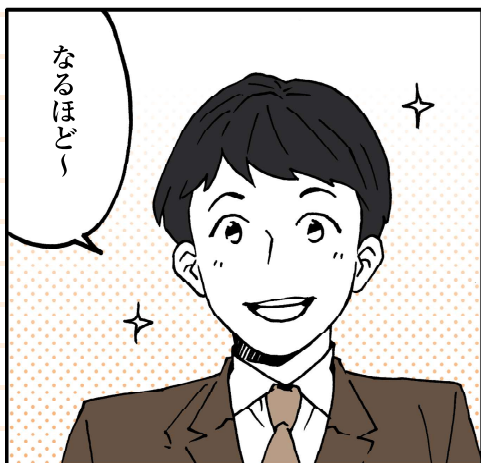
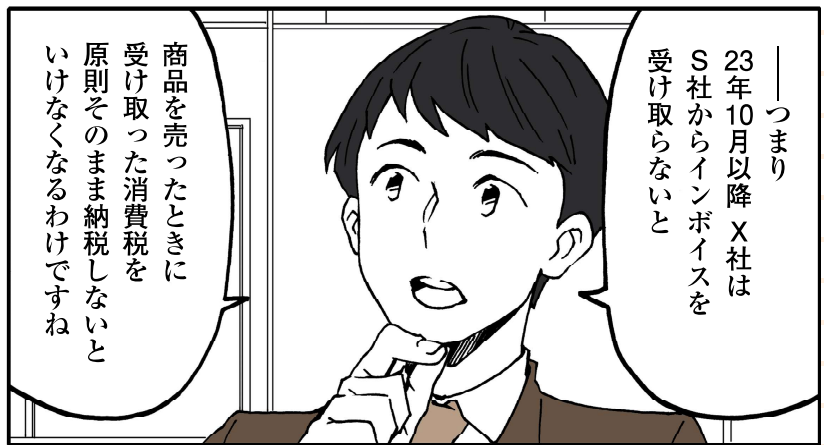
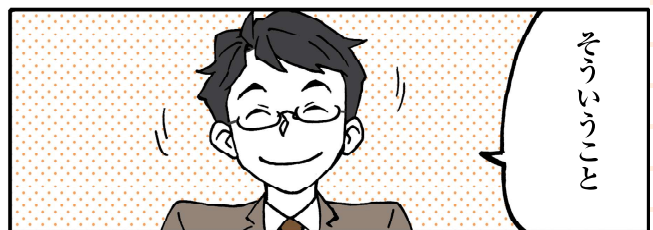


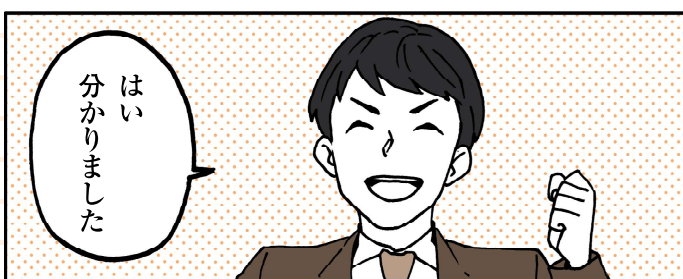
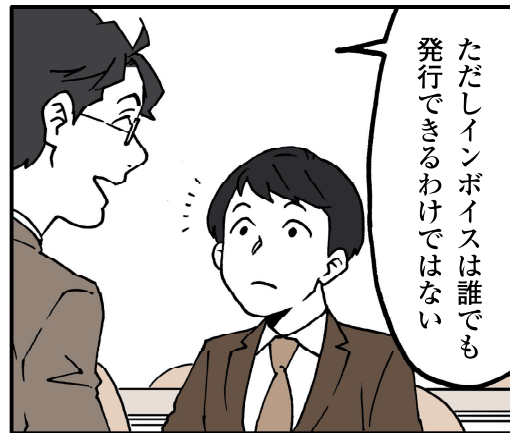
つまりX社は商品を買ったときにA社から受け取った消費税と仕入時にS社に支払った消費税の差額分を納税すればよいんだよ
ただしX社はS社に対して
どれだけ消費税を払ったのか
きちんと把握しないと
そもそも正しく
納税することができない

・商品の流れ S社 → X社 → A社

※ X社はS社から商品を買うときに消費税をS社に払っている。
そのうえでA社に商品を売り、A社から消費税を受け取っている

ついでにA社から消費税を受け取っている





Q1の解説

消費者が負担する消費税の適切な転嫁・納税が目的


消

消費税は商品やサービスの最終消費者が負担する税金であるが、その納税は事業者を通じて行われる「間接税」の仕組みが採用されている。事業者から事業者へ消費税が転嫁されていき、最後に消費者が支払うこととなる。

事業者は原則として「売上に係る消費税」から「仕入に係る消費税」を控除（以下、仕入税額控除）した残額を納税しなければならない。すべての事業者が納税する消費税の総額は、消費者が負担する消費税額と理論的には一致する。

この消費税額の計算において正確に仕入税額控除を計算

するため、2023年（令和5年）10月1日より導入されるのが「インボイス制度」だ。これは「適格請求書等保存方式」と呼ばれ、原則として適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書（インボイス）でないと、仕入税額控除ができなくなる。


免税事業者を減らすという目的も

では、なぜインボイス制度が導入されるのだろうか。19年10月に消費税率が10%へと引き上げられた際、同時に飲食料品や定期購読の新聞等の譲渡については消費税率を8%とする軽減税率が適用された。これにより異なる税

率が併存する形となったが、消費税を適切に転嫁させるには「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額」を請求書に記載することが求められた。

だが、消費税増税時点ですべての事業者がいきなり対応することは現実的ではなく、一定の期間を経て、23年10月にインボイス制度が導入されることになったのだ。

また、免税事業者は商品やサービスに消費税を乗せて販売しているが、消費税を納税しなくてもよいいため、その分が免税事業者の利益に計上されている（いわゆる益税）。

一方で免税事業者から商品やサービスを購入した事業者に対しては、仕入税額控除を認めていた。この結果、消費者が負担する消費税が正常に転嫁されていない状況が生まれた。インボイス制度は、こうした免税事業者を減らし、

消費税を適切に転嫁するという目的もある。

なお、インボイス制度の導入後であっても、売上に係る消費税に、業種ごとに定められたみなし仕入率を乗じて仕入税額控除を行う「簡易課税制度」の選択が認められている。簡易課税制度によるみなし仕入率を適用して仕入税額控除を行う場合には、インボイスの保存は求められていない。

Point

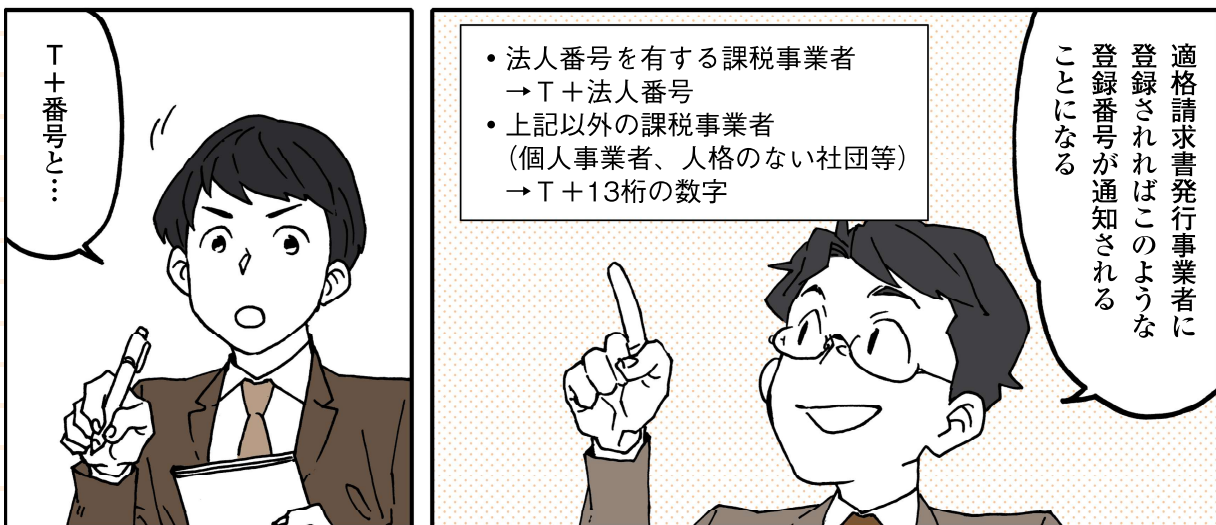
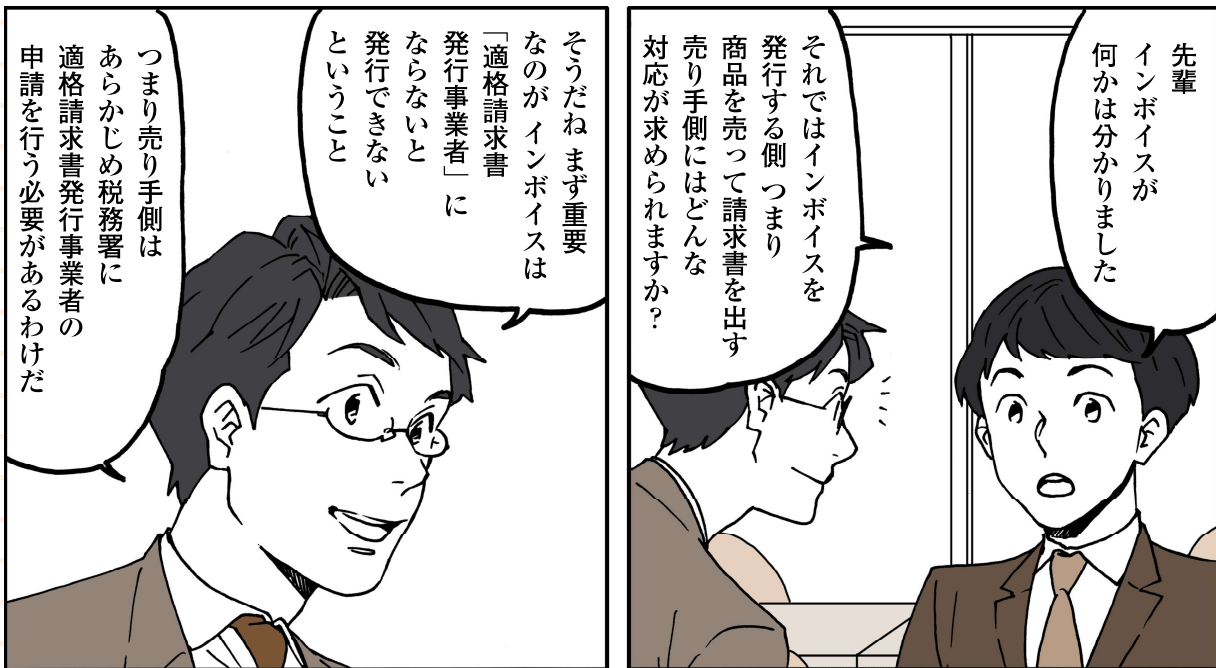
- インボイス制度は、消費税額の納税で正確に仕入税額控除を計算するために導入
- 消費税を受け取りながら納めていない免税事業者を減らし納税を促す目的もある

Q2

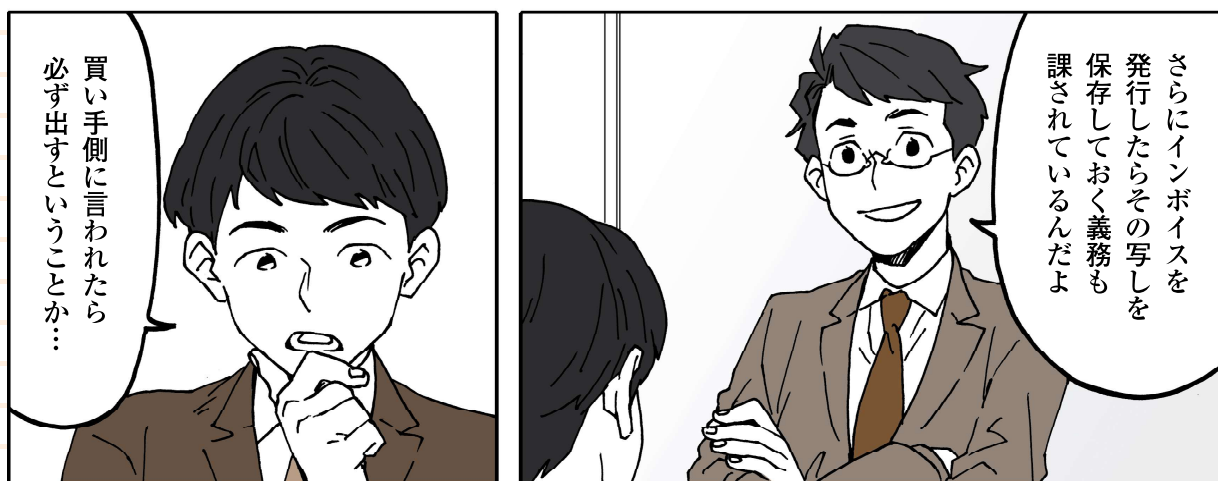
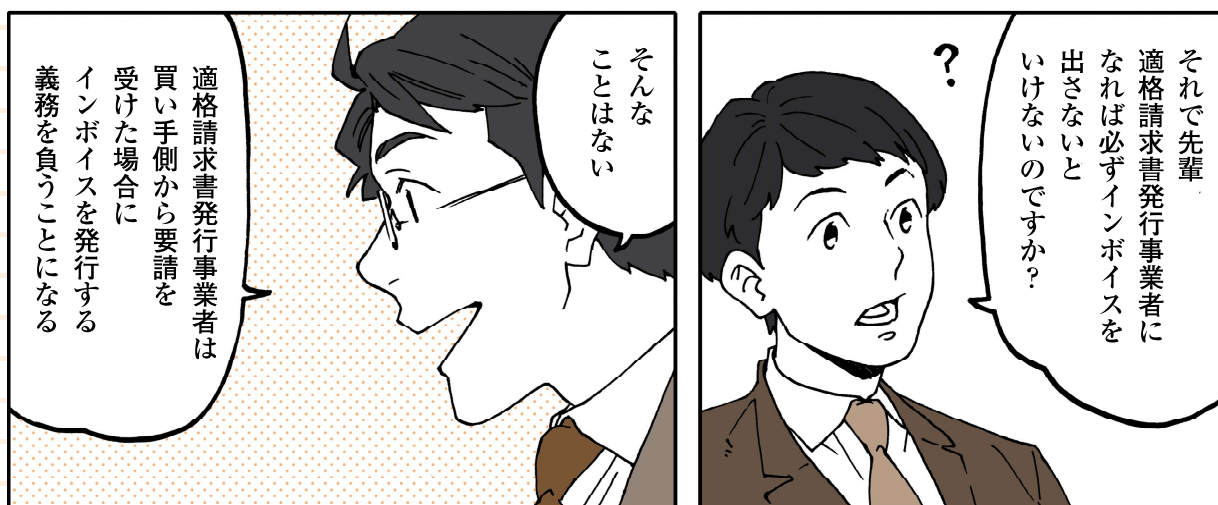
インボイス発行側（売り手）は どんな対応が求められる？

A

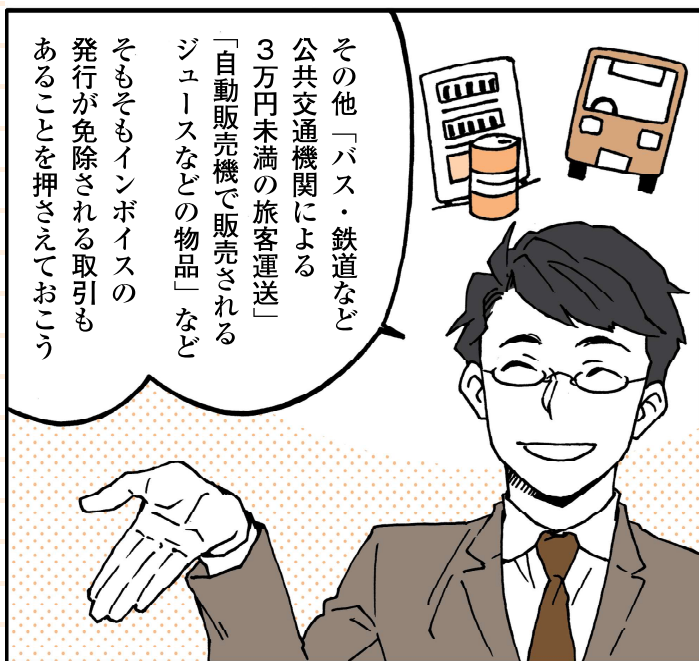
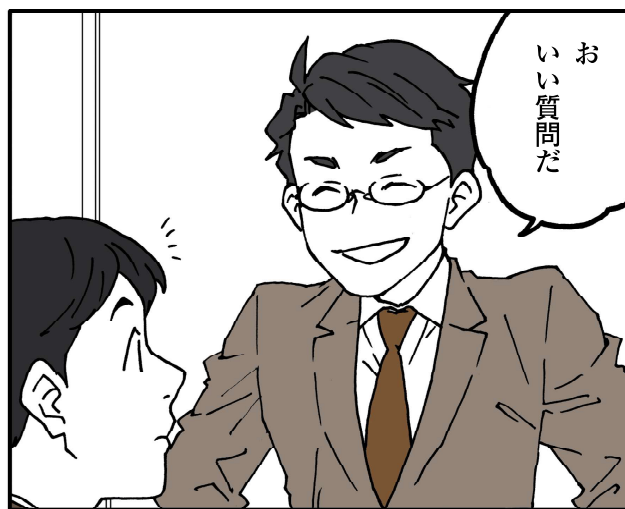
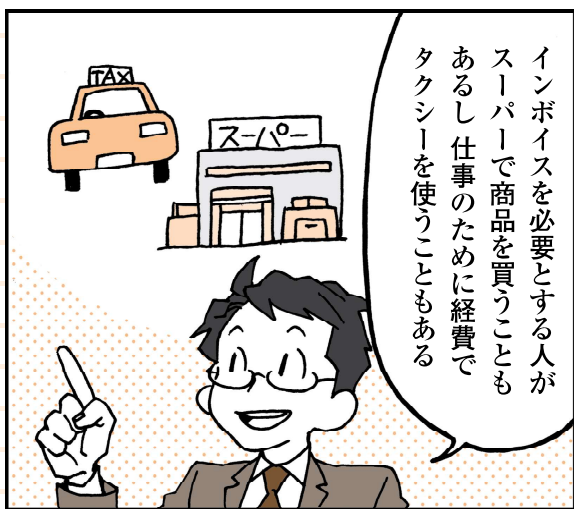
適格請求書発行事業者の登録を受けるほか
インボイスを発行する体制整備が必要

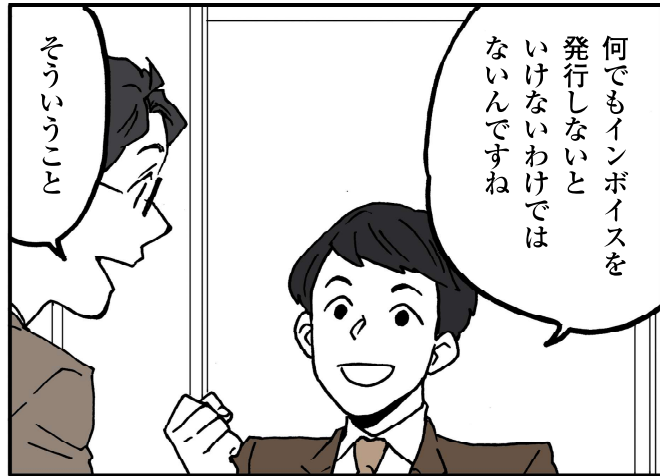


画／階戸シナ









Q2の解説


取引先の求めに応じて発行する義務が生じる

売

り手が適格請求書（インボイス）を発行しようとする場合には、納税地を所轄する税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、適格請求書発行事業者として登録しなければならない。

この登録を受けられるのは消費税の課税事業者に限定されるため、売上が1000万円以下であるなどの免税事業者である場合には、原則として登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければならない。またインボイス制度が導入される2023年10月からインボイスを発行するためには、原則として21年10月1日

から23年3月31日までに書類を提出する必要がある。すでに国税庁では「適格請求書発行事業者公表サイト」で登録を受けている事業者の情報を公表している。法人番号で検索が可能なので、金融機関の担当者も担当先の対応の有無などを確認できるだろう。

 発行だけでなく保存義務も課される

では、適格請求書発行事業者になるとどんな義務が生じるのか。

適格請求書発行事業者には取引の相手方の求めに応じてインボイス、または簡易適格請求書、適格返還請求書（返品や値引きなど、売上対価の

返還等を行う場合に作成）を交付する義務、そして交付したインボイス等の写しを保存する義務が課されている。

また、交付したインボイス等に誤りがあった場合には、修正したインボイス等を交付しなければならない。インボイス等は書面での交付に代えて電磁的記録により提供することもできる。

なお、インボイスを交付することが困難な「バス、鉄道など公共交通機関による3万円未満の旅客運送」「自動販売機で販売されるジュースなどの物品」「郵便ポストに投函される切手などの郵便サービス」など一定の取引は、インボイスの交付義務が免除されている。この場合には、買い手事業者は、一定の要件を満たす帳簿の保存だけで仕入税額控除が認められることになる。

また、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、受領者（買い手）の氏名または名称の記載を不要とし、「適用税率」「消費税額等」のうち一方の記載でよいこととなる「適格簡易請求書」を交付できる。

インボイス制度導入のためのレジや受注システム等の改修に対して補助金制度も設けられており、取引先に情報提供したい。

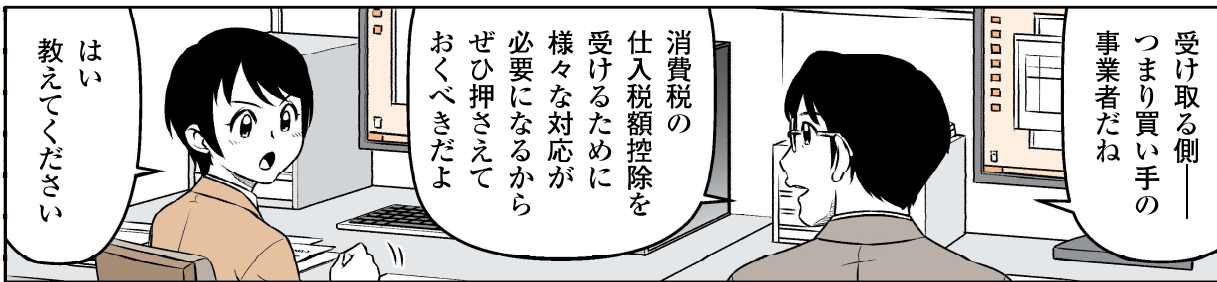
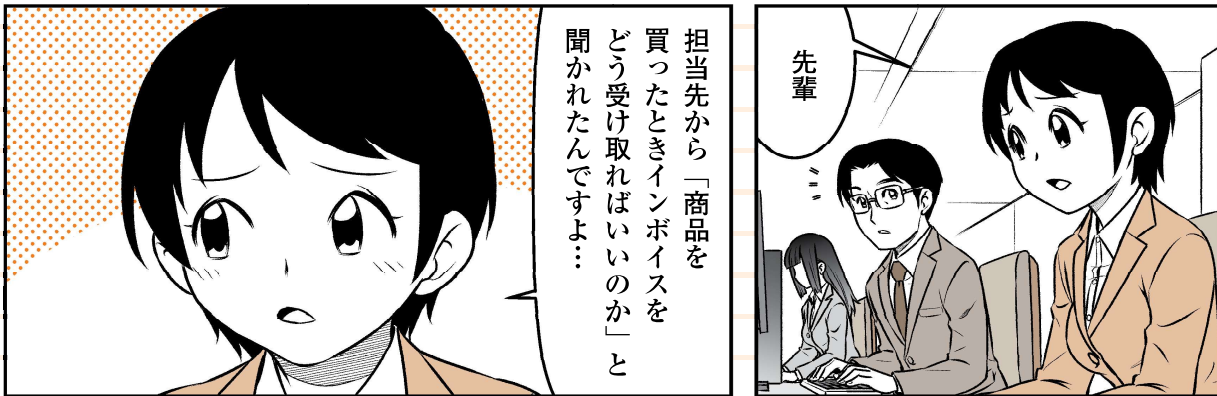
Point

- 2023年10月からインボイスを発行するには、23年3月31日までに申請を行う必要がある
- インボイスの交付義務が課されない取引や、適格簡易請求書での対応が認められている業種もある

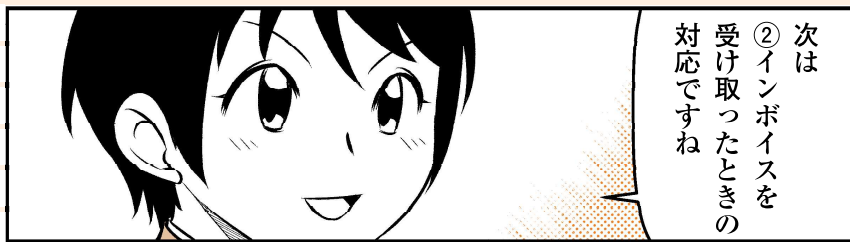
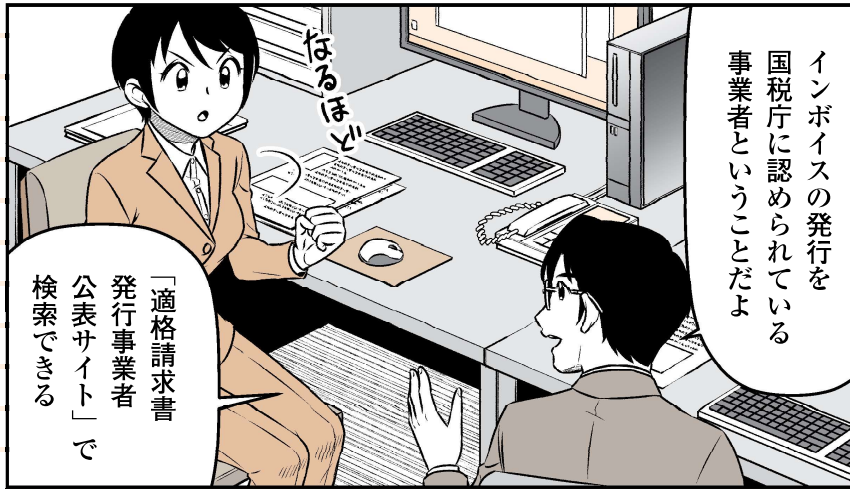
Q3

インボイス受取り側(買い手)は どんな対応が求められる?

A 適格請求書発行事業者か否かの確認や
インボイスの保存などが必要に



画／小野ひろき



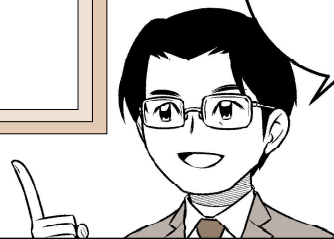
●帳簿に記載しなければならない事項

※買い手事業者は、インボイスを受け取ったら
会計帳簿に次の事項を記載しなければならない。

- ㊦課税仕入れの相手方の氏名または名称
- ㊧取引年月日
- ㊨取引内容
(税率ごとに分けて明記しておく)
- ㊩対価の額

なるほど

帳簿の記載事項はこのとおり
適格請求書発行事業者から
受け取ったインボイスより
抜粋して記載する
ことになるね



税額に応じて
定められた回数で
納付するというわけだ

ああ買い手事業者は
消費税納付額から
インボイス記載の
仕入額を控除して
納付額を計算する

あとは③消費税の
納付ということに
なりますね

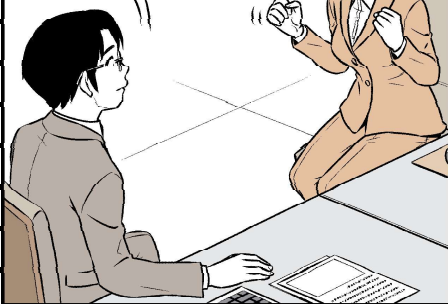
買い手事業者となる
担当先にも
情報提供します！

分かり
ました！

そういう
こと

その分だけ
損をしてしまうと
いうことですね！

ここで
インボイスでは
ない請求分は
原則控除されない
ことになる
つまり：



Q3の解説


事業者や記載内容を確認し
消費税の納付手続きを行う

イ インボイスを売り手事業者から受け取る買い手事業者は、インボイスを使って仕入税額控除の手続きを進める。そこで行うことを大きく分けると、①事業者の確認、②インボイスの受取り、③消費税の納付——の3つになる。

①事業者の確認

これは、売り手事業者がインボイスを発行できる適格請求書発行事業者かどうかを確認することだ。適格請求書発行事業者は、国税庁が無料公開している「適格請求書発行事業者公表サイト」で探すことができる。売り手事業者の13桁の法人番号を入力して検索結果に出てくれば適格請求

書発行事業者だ。


税率ごとの金額を帳簿にも記載する

②インボイスの受取り

次に買い手事業者は、売り手事業者から受け取ったインボイスの「保存」と「帳簿への記載」が必要になる。買い手事業者が保存するのは、インボイスか簡易インボイス（適格簡易請求書）で、記載事項を満たしているものでなければいけない。

ここでいう記載事項は、**①**課税仕入れの相手である売り手事業者の氏名または名称、**②**取引年月日、**③**軽減税率を明記した取引内容、**④**税率ごとの取引金額、**⑤**登録番号

——である。買い手事業者は、売り手事業者からこうした内容を含むインボイスを受け取って保存し、会計帳簿にも記載する必要がある。

ただし、インボイスの受取りが難しい場合は帳簿を保存するだけでよい。例えば、3万円未満の公共交通機関の費用など、インボイスの交付義務が免除される取引がある。

買い手事業者は、どの取引がインボイスの保存を免除されるのか確認しておかなければならない。

③消費税の納付

買い手事業者は受け取ったインボイスの会計処理をしたら、それを基に納めるべき消費税の計算を行う。このとき免税事業者や消費者などから購入した商品やサービスについては、原則として仕入税額控除を受けることはできない。

ただし、こうした仕入れに

についても、インボイス制度開始から一定期間は、一定の記載事項を満たした請求書や帳簿を保存しておけば、経過措置として部分的な控除が認められることになっている。経過措置による消費税額の仕入控除割合は次のとおりだ。

- ・2023年10月1日から26年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- ・26年10月1日から29年9月30日までは同50%

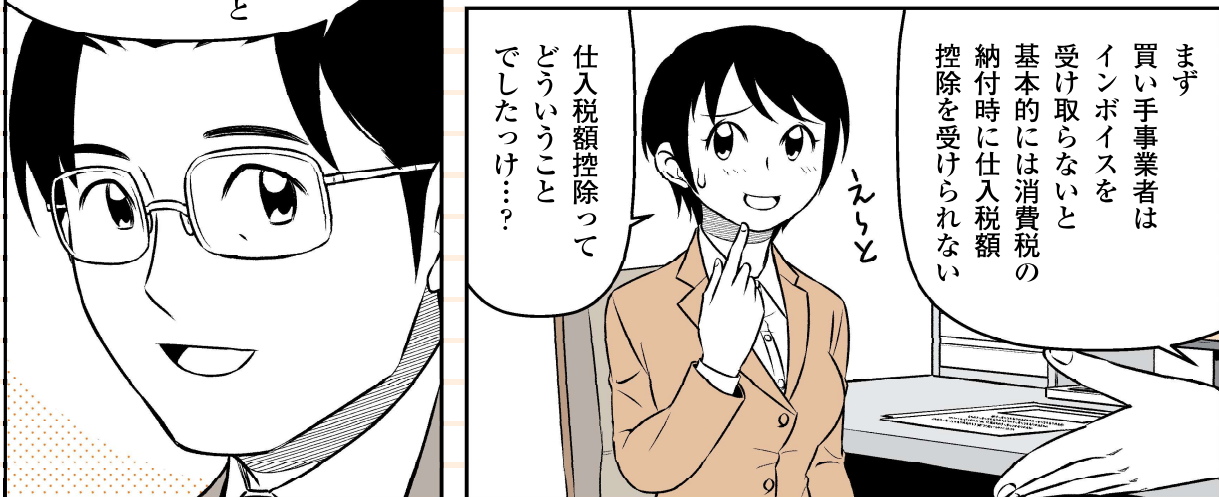
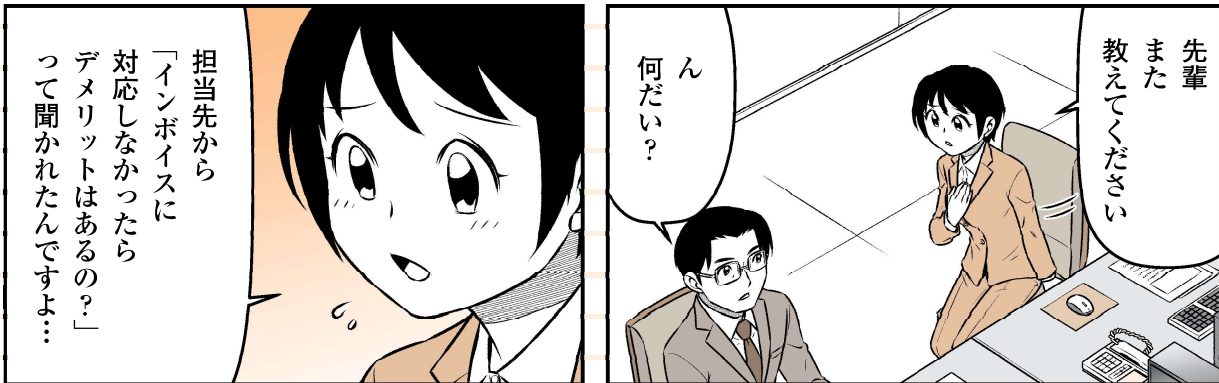
Point

- 売り手事業者がインボイス発行事業者が確認してインボイスを保存し、一部内容を帳簿に記載する
- 免税事業者からの仕入れは仕入税額控除を受けられないが、29年9月まで経過措置もある

Q4

インボイス制度に対応しないと どんなデメリットがあるの？

A 買い手は消費税負担が増えかねず
売り手は取引減少のリスクがある



画／小野ひろき

● 消費税における仕入税額控除の仕組み

仕入業者 → 販売業者 → 消費者

仕入業者: 商品 (税抜 50円, 税込 55円)
販売業者: 商品 (税抜 100円, 税込 110円)

販売業者の納付税額は $10 - 5 = 5$ 円 と計算

だから仕入れの分の消費税は差し引いて実際の納付額を計算するんだよね
この図表のようだね

そういう仕組みだったんですね…

それはまずいですね!

インボイス制度が始まるとインボイスではない仕入れの請求書ではこの仕入税額控除を原則受けられなくなってしまう

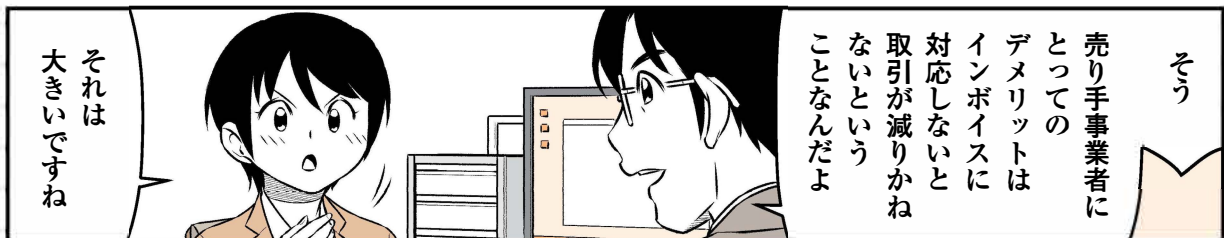
だから
買い手事業者にとってインボイスがないことはデメリットになるんだ

でも発行できないと買い手事業者との関係はどうなるかな?

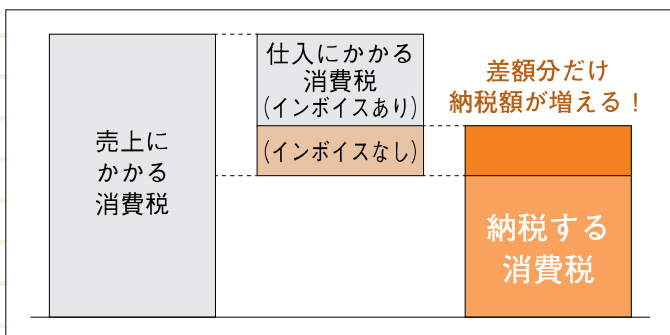
売り手事業者にとってインボイスで請求書を発行しないこと自体のデメリットは基本的ないだろうね

買い手事業者にとってのデメリットは分かりました

売り手事業者のデメリットは何ですか?



●仕入税額控除の仕組みのイメージ



(出所) 筆者作成

Q4の解説

仕入税額控除の仕組みや取引減少のリスクを確認

インボイス制度に対応していないと、直接のデメリットを受けるのは買い手事業者となる。インボイスを発行できない売り手事業者か

ら購入した仕入れの分について、買い手事業者は仕入税額控除ができなくなるからだ。これはインボイス制度導入で最も問題となる点だろう。

図表のように、買い手事業者にとって消費税を納付する際に仕入税額控除ができないとなると、大きなコストアップになりかねない。だから買い手事業者の中には、インボイス制度開始を見据えて仕入業者がインボイスに対応しているかどうか確認し、選別しているところもある。

Q3で述べたように買い手事業者は、国税庁の公表サイトで登録を受けている事業者を確認し、仕入取引についてインボイスを受け取れる体制

を整える必要がある。

免税事業者には大きな影響がある

一方、売り手事業者にとってインボイスに対応しないことのデメリットは、買い手事業者の選別から外れ、取引自体をしてもらえないという間接的な面が大きい。

売り手事業者は、Q2で述べたように、適格請求書発行事業者として登録し、インボイス対応の請求書などを作成する体制を整えていく必要がある。

適格請求書発行事業者としての登録に不備がないように、売り手事業者も、国税庁の公表サイトで自社の情報を確認しておくべきだろう。

そして、最も影響が大きいのが、年間売上高1000万円以下の消費税の免税事業者だ。適格請求書発行事業者の登録をするために課税事業者

を選択すると、いままで納めてこなかった消費税を納めなければならない。

課税事業者になって消費税を支払うか、買い手事業者との取引が減るリスクを抱えながら免税事業者のままにいるか、選択を迫られる。

なお、Q3で述べたように免税事業者から仕入れた分についても、経過措置として一部控除が認められることも押さえておこう。

Point

- 仕入先がインボイスに対応していないと、買い手事業者は消費税の納付額が増える可能性がある
- 売り手事業者は、買い手事業者の取引から外されてしまうリスクがある